# 第12回市民自治推進会議

会 議 録

日 時:2022年2月24日(木)午後3時開会

場 所:札幌エルプラザ 2階 1・2会議室

#### 1. 開 会

○事務局(柴垣市民自治推進課長) 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第12回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、雪道で足元の悪い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

池田委員からは遅参の旨の連絡が参っておりますので、ご報告いたします。

前回、1月21日に開催しました第11回会議では、自治基本条例に基づく評価及び検討の結果に係る報告書の内容について議論していただきましたが、時間内に全ての議論が終わらなかったことから、その後、委員の皆様とメールや書面でのやり取りにより、今月中をめどに最終的な報告書の内容決定に向けて調整を進めているところでございます。

本日の会議では、市民参加条例の在り方に係る報告書の内容決定に向け、座長ともご相談の上、取りまとめた報告書素案を資料としてご用意しております。

また、この素案については、委員の皆様にも事前に目を通していただき、ご意見をお寄せいただいておりますので、そちらのご意見も参考としていただきながら最終的な報告書の内容決定に向けて議論していただければと存じます。

それでは、石黒座長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 2. 議事

〇石黒座長 お忙しい中、また、雪で大変な中をお集まりいただきまして、ありがとうご ざいます。本日もよろしくお願いいたします。

時間の関係もありますので、早速、議事を進めさせていただきます。

本日は、事務局から話がありましたとおり、市民参加条例の在り方に係る報告書について、最終的な内容を決定するために議論していきたいと思っております。また、予定どおり進みますと、本日の会議が私たちの任期における最終回となる見通しです。

まずは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(植木推進係長) 事務局より、資料についてご説明させていただきます。

次第に書いていますとおり、資料1として、報告書の素案を用意しております。併せて、 前回の第11回会議で配付していました資料2も参考として配付しております。

それでは、資料1の市民参加条例の在り方に係る報告書の素案について簡単にご説明します。

今回お配りしている素案は、これまでの会議における議論を前提に、座長と事務局で調整の上、作成したものとなります。

表紙をめくっていただきますと、まず初めに、自治基本条例に係る報告書と同様に、報告に当たっての前書きを掲載しております。ここには事務局で作成した文章を掲載しておりますが、実際の掲載文については、座長と相談の上、整理したいと考えております。

次のページに目次を掲載しております。

資料集として掲載している各項目は、自治基本条例に係る報告書の項目とほぼ同じ内容となりますが、本報告書では自治基本条例に係る評価等に関する資料の掲載は省略し、主に市民参加条例の在り方に係る資料を抜粋して掲載することを考えています。

具体的には、これまでの会議概要に係る掲載内容について、主に自治基本条例に係る評価等の議論を行った第4回から第11回の会議については記載を省略させていただいております。

さらに、次のページをめくっていただきますと、「検討の概要」として、検討する事項 や検討の工程を掲載しております。

さらにページをめくっていただきますと、「市民参加条例の在り方について」として、 推進会議からの提言文案を掲載しています。

本日は、主にこの内容について議論していただきたいと考えております。

なお、この素案につきましては、先日、委員の皆様にお送りし、事前に意見等をいただいております。取りまとめたご意見は各委員にもお知らせしていますので、議論に当たり参考にしていただければと存じます。

提言文案以降は資料集となりますので、説明は省略させていただきます。

本日の議論の結果を踏まえ、必要な修正を行いまして、今期の委員の任期が終わります 3月中旬までには最終的な報告書を完成させることを想定しております。

説明は以上でございます。

○石黒座長 ただいまのご説明についてご意見やご質問がございましたらご発言をお願い いたします。

## (「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 進めていく中で疑問などが出てきた場合はそのときにご発言をいただければ と思います。

それでは、報告書の内容決定に向けた議論を進めてまいりたいと思います。

報告書の中心は、素案の3ページ、4ページになるかと思います。この点については、 委員の皆さんからご意見等を出していただいている訳です。

そして、今日、1枚物でA3判の座長修正提案という資料をお配りさせていただいております。提言の文章を1から8までの8段落に分け、それぞれについてご意見を出された方がいらっしゃいますが、元の素案の⑤の内容についていただいたご意見を受けて、大幅に修正した文案を作成し、その関係で素案の4段落目と5段落目を入れ替えたほうがいいのではないかということから入れ替えた案です。また、③の最初のところについて、「また」となっていたところを「更に」としています。これについては、後でご議論をいただきたいと思います。

それでは、皆川委員から出された構成の変更案についてです。

文章が変わっているところもありますが、基本的には八つの段落の構成とするというこ

とですね。ただ、提言内容になる⑦と⑧を、最初に持ってきてはどうかということです。

各段落の文章の中身については、対応するところで議論したいと思いますが、構成について、皆川委員のご提案のように、7段落目と8段落目の内容を最初に持ってきて、こういう提言をするとして、残りの文章は下に解説としてつけるというようにするかを、先にご議論いただきたいと思います。それによって文章が変わってくるかもしれません。

まず、皆川委員からご趣旨の説明をお願いいたします。

○皆川委員 私たちがまず言いたいことは⑦と®です。これは、皆さんも納得していただけるのではないかと思います。伝えたいことを目立つように表記したほうがいいということです。

最終的に市長がご覧になると思うのですが、お忙しい中、原案のように、ずらっと書かれたもので、最後まで行ってやっと提言の内容が分かるものだと、読まれるとは思いますが、記憶に残りづらいと思ったのです。ですから、読んでいただくのであれば、最初に私たちの提言はこういうものなのですというものを示してはどうかということです。そして、解説と書きましたけれども、提言に至った背景など、表現はこだわりませんが、お時間があれば、提言に至った経緯等についても読み進めていただくという構成にしたほうが考えたことがちゃんと伝わるのではないかと思い、この変更案を提案いたしました。

○石黒座長 そういうご提案だということです。

ここで素案のような報告書の構成にするか、ご提案していただいたような構成にするか、 ご質問やご意見はありませんか。

これで文章を変えなければいけないところは出てくるかと思いますが、中身を大きく変えることにはつながらないと思います。自分の考えるものではこの構成では駄目だ、こちらのほうがいいということがあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○宮本委員 皆川委員、ありがとうございます。

今説明していただいたように、提言が先にあって、その下に解説なのかは分かりませんが、それを補完する説明があるという構成にして、より分かりやすくなったかなと思います。中身の文言について意見を言いたいところはありますが、構成はいいなと思いました。 ○石黒座長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 確かに、何を提言するかと最初にあったほうがいいかもしれません。

今の素案でいえば7段落目と8段落目に当たるところを最初に持ってきて、1段落目からの提言に至った考え方を書いていくという構成にするということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 そうしますと、本来、7段落目と8段落目を最初に検討したほうがいいよう な気もしますが、素案の1段落目からご議論をいただこうと思います。

皆川委員の提案に変えましても、1段落目の内容についてご意見は特にありませんか。

## (「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、2段落目についてです。

武岡委員から、「条例等とあることから、必ず市民参加条例を制定しなければならない 訳ではなく、規則や要綱等でもよいという理解もありうる。しかし、自治基本条例制定時 の経緯を鑑みると」といった文章にする修正案を出していただいておりますので、趣旨を 簡単にご説明していただけますか。

○武岡委員 第4次会議が発足して最初の頃でしょうか、条文上は「必要な条例等」ということで、「等」とついていることから、条例でなくてもいいのではないかということを話し合った記憶があります。確かに、条文だけを読めば条例でなくてもいいかもしれないという議論があった訳ですけれども、そうではなく、制定時の経緯に鑑みると市民参加条例の制定を想定していたことがわかりました。それで、次回の第5次会議で「条例等」について同じ議論を繰り返さないためにもこれを入れておくのがよろしいのかなということでご提案しました。

○石黒座長 それでは、これについてご質問やご意見はありませんか。

私としては、引っかかるところがあれば修正することはあり得ると思いますが、ご提案 のような修正案に変えてもよいと思っております。どうしてこの条例ができて、第4次の ときにこれをやってきたのかがより分かるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

#### (「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、武岡委員からご提案のあった修正案のとおりといたします。

次に、鈴木委員から、この段落だけではなく、複数の段落で市民参加条例という言葉を 使っているけれども、それでいいかどうかを確認してもらいたいというご意見が出されて おります。

まず、これについての説明をお願いします。

○鈴木委員 私は、このままでもいいと思いつつ、ちょっと引っかかったということです。 今回、②にもありますとおり、「市民参加を進めるために必要な条例等を」と書いてあ ります。普通に解釈すれば、市民参加条例と言ったほうが分かりやすいかもしれません。 しかし、市民参加を進めるために必要な条例というのは市民参加条例だけではないのでは ないかとふと思ったのです。

分かりやすくするためには市民参加条例とすることなのでしょう。例えば、以前、私は 町内会の条例に関わらせていただきましたが、そういうものもあります。また、正確なこ とは失念してしまいましたが、全国の市町村ではいろいろな条例がありまして、必ずしも 市民参加条例と言っていないと記憶しています。そこで、少しぼかして、市民参加を推進 するような条例の制定に向けてとしてはどうかということです。

分かりやすいので、市民参加条例とすることでもいいのですけれども、そこを確認した いということです。

○石黒座長 市民参加条例という言葉について、場合によってはこの場所では変えたほう

がいいということもあるかもしれませんが、市民参加条例と一通り使っていることについていいかどうか確認したいということです。

ご質問やご意見はございませんか。

○鈴木委員 追加です。

何とか活動条例など、そうしたものがございませんでしたか。もし情報がありましたらよろしくお願いします。

- ○事務局(植木推進係長) 札幌市市民まちづくり活動促進条例というものがあります。
- ○石黒座長 市民活動を促進するための条例で、制度もあるということですね。広い意味 では、それも市民参加に関する条例の一つと位置付けることができるということですね。
- ○宮本委員 鈴木委員からの提案も一つあるなと思うのですが、この期ではスタートから市民参加条例について話し合っていきましょうということから始まり、その言葉でずっと通してやってきました。ですから、ここでいろいろなものを含めた言葉にすることは必要ないと思いました。
- ○石黒座長 例えば、この素案の1段落目で、自治基本条例制定前に「市民自治を進める市民会議」が設置され、そのときの最終報告書ではこのように言及されているという文章の中に、「市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参加に関する条例や制度の体系化を進めることが必要と考えます」とあります。

これは、個別の市民参加に関する条例もいろいろとあり得ますと、はっきりと意識しています。例えば、パブリックコメント条例や審議会条例などですが、そうしたものをつくっていくことはある訳です。ただ、そういうものは個別のことになりますので、市民参加について体系化するような条例があったほうがいいのではないかということで、それを視野に入れながらということですよね。

そういう意味では、宮本委員がご指摘のとおり、市民参加条例という言葉で議論してきたのは、今言ったような市民参加条例を指していると理解していました。ですから、市民参加条例という言葉でいいのかなと思っておりますけれども、限定するのではなく、いろいろなものがあり得ますので、市民参加条例と名前がついているけれども、あることしか書いていない、規定していないというものもあるのです。

ですから、市民参加に関する条例としても駄目ではないかと思いますけれども、趣旨がちょっと弱まるかなとは個人的に思います。

宮本委員は市民参加条例のままでいいのではないかというご意見でしたが、ほかの委員、 あるいは、今のことを受けて鈴木委員は確認したいことなどはありませんか。

○皆川委員 今の関係は、③にも出てきますよね。③では市民参加に関する条例です。① はかぎ括弧でくくっているので、誰かがそのとおりに発言したということですよね。かぎ 括弧で市民参加条例と書くのはいいと思うのですが、そのほかについては、先ほど説明が あったとおり、市民参加条例だけではなく、個別のことも考えられるから、市民参加に関 する条例としたほうが誤解はないのかなという気がします。 ○石黒座長 失礼しました。3段落目のところは市民参加に関する条例になっている訳で すね。

そこまではっきりと言っているとまでは言えないかもしれませんけれども、札幌市においては、市民参加条例というトータルの体系化したものはありません。また、個別の市民参加に関する条例が全くないのかというと、先ほどありましたとおり、全くない訳ではありません。でも、はっきりと市民参加を考えた個別の条例があるのか、あったとしてもあまりないということかと思うのです。

そういう意味では、ここではそういう条例が必要だ、個別のことについても条例が必要だ、それをトータルに体系化したものとしての市民参加条例を最終的に検討していくべきだという提案のつもりですよね。それで、③では市民参加に関する条例でもいいのかなと思っていたのです。

それでは、個々に確認してからどうするかを決めましょうか。市民参加条例という言葉にするかどうかについては最後まで行ってからご意見を伺いたいと思います。例えば、ここはこうなっているけれども、ここは変ではないかなどのご意見を出していただきたいと思います。

次に、3段落目についてです。

ここは市民参加に関する条例となっています。先ほどの皆川委員のご意見ですが、誰かがこう言ったというときは市民参加条例とするけれども、そうではない場合は市民参加に関する条例でいいのではないかということですよね。そういうことでは、ここもペンディングにして、それぞれの箇所をどうするかを決めたいと思います。

それ以外についてで、先ほどの座長修正案ですが、一番最初の「また」を「更に」に変えるということです。

ほかにありませんか。

- ○皆川委員 ③については修正を提案しております。
- ③の真ん中辺りで、「少ないものとなっており」の後に、「自治基本条例の運用によってだけでは市民参加の推進を図ることが困難な場合は」という条件をつけないといけないと思います。それで、⑦と⑧の提言のところにおいて、今の条例だけでうまくいく場合に市民参加条例は必要ないという言いぶりになる訳で、そうしないと市民参加に関する条例を制定することが必要と認められるとは言えないのではないかと思います。
- ○石黒座長 これは⑦と®の頭に持ってくる提言の内容と連動してくる話ですので、今の ことについては、そこと併せて議論したいと思います。
  - ③についてはここでこれ以上議論しなくてもいいということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、素案の④と⑤を入れ替えるという座長修正案です。

素案の④については、まず、鈴木委員から「客観的に適切に」という言葉を「客観的に かつ適切に」や「客観的に、あるいは適切に」としたほうがいいのではないかというご指 摘が出されています。

これについては、「客観的にかつ適切に」にしたらいいのかなと思いましたが、これについてご意見はございませんか。

### (「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、「客観的に適切に」は「客観的にかつ適切に」にしましょうか。 「客観的かつ適切に」のほうがいいでしょうかね。このように変えるということですね。 また、中身に関して、宮本委員から④と⑤についてご指摘が出されていますが、それも 踏まえて修正案をつくらせていただいたという気持ちです。座長提案の修正案の④と⑤を 入れ替えるということですけれども、元の⑤を④にする、新④ではいかがか、ご検討をい ただきたいと思います。

また、宮本委員だけではなく、出発点は鈴木委員のご指摘からであり、柴田委員、武岡 委員や皆川委員の意見も受けて、この修正案をつくった訳ですが、いかがですか。

皆川委員からは「可能になっているとは言い難いと思われる」との部分について、「できない」としたほうがいいとの意見が出ていることについてはご議論をいただきたいと思います。それを採用した修正案ではありませんが、いろいろな方の意見を飲み込んでつくったつもりです。

趣旨と合っていない場合はご指摘をいただきたいですし、先ほどの皆川委員の指摘を採 用していないということも併せて、議論をいただきたいと思います。

○武岡委員 もともとの⑤の段落について修正案を提示させていただいております。素案には住民の関心がさほど高くないところで市民参加条例をつくってもよくないと書いてありましたよね。でも、そうではなく、現在、認知度があまり高くないからこそ、市民参加条例をつくり、機運を盛り上げていくという議論もあったと思うので、それを提案させていただきました。座長修正案にそれを入れていただき、ありがとうございます。

一方、素案にあった、現状、自治基本条例の認知度があまり高くないというのは、修正 案では消えていますね。

- ○石黒座長 「やることによって高まることが期待できる」で終わっています。
- ○武岡委員 自治基本条例の認知度が低いというのは第3次のときから言われていますよね。それがなかなか改善されない状態が続いているので、そこは指摘しておく必要があると思います。

例えば、皆川委員が提示してくださった構成の見直し意見の提言のところで「現行の自治基本条例の認知度を高めるとともに」とありますよね。現在、認知度はずっと低いままであるということを前提に、もっと高めることが必要だという提言になると思いますので、認知度はずっと低いということは言ったほうがいいような気がします。

- ○石黒座長 現状、自治基本条例の認知度が低いということを明記したほうがいいのではないか、素案の文言を消さず、生かしたほうがいいのではないかというご指摘ですね。
- ○皆川委員 私も現状認識として低いことは訴えたほうがいいと思います。今は読んです

ぐなので、まだ煮詰まっていないのですが、座長案の⑤の変更案についてです。これだと、 市民の関心を高めていくことが重要だ、そのために市民参加条例の制定を進めることで関 心を高めていくのだということに限定しているように読めるのです。市民の関心を高めて いくことは条例の制定の動きだけではなくてもやる必要があるものだと思うのです。つま り、市民参加条例ではなく、自治基本条例の中身をブラッシュアップし、高めていくこと でも市民の関心を高めることは可能で、そういった方法も取ることが必要だと思うのです。 でも、座長案で記されたところを読むと、条例制定をとにかく進め、それによって機運

でも、座長案で記されたところを読むと、条例制定をとにかく進め、それによって機運を高めるのだと限定されてしまったような気がするので、ニュアンスを変える必要があるのかなと思います。

○石黒座長 限定していることになりますかね。意図としては、関心を高めるのはここだという趣旨ではなく、これを検討していく上で市民の関心を高めていくことが不可欠だということなのです。ですから、ほかでもやらなければいけないのです。

自治基本条例の提言のほうにそういう内容が書いてあったかの記憶はありませんが、そちらはそちらで、自治基本条例について提言していましたよね。今回は市民参加条例の在り方についての提言であり、そのことだけに絞ってといいますか、関心を持って書いているのです。市民参加条例をつくるけれども、こういうことがあればより意義が大きくなるのだということとともに、それがないとちゃんとした市民参加条例はつくれないのではないかということが合わさって、関心を高めていくことが必要だ、重要だということなのです。

そういう意図なのですけれども、この素案自体、十分に練った訳ではないので、いろいろなご指摘を受け、さらに練っていきたいと思います。基本的な内容はいいとしても、今幾つか指摘していただいたようなことを入れなければ駄目だ、そういう誤解が生じる可能性があるということであれば、そうならないような文章にすることが必要かと思います。今の話は修正しなければいけないのではないかというご指摘ですが、基本的なところはよろしいでしょうか。

○宮本委員 今の座長の説明はそうだなと思って聞いていました。

というのは、そもそも、これは市民参加条例の在り方に関する報告書であって、それについての私たちの考えですよね。ほかにもいろいろとあるけれども、ほかにそれらを含めようとすると曖昧になるといいますか、分かりにくくなってしまうのではないかと思いました。ですから、ここは市民参加条例の在り方についての考えということでいいと思います。

○石黒座長 ほかにご質問やご意見やご指摘はありませんか。

また後で出てくるかもしれませんが、先ほどの皆川委員の修正提案についてです。

素案の④の段落、修正案では⑤に変わる訳ですが、「しかしながら」や「他方で」の「で」 を削除する意見はよいとして、「可能になっているとは言い難いと思われる」ではなく、 客観的かつ適切に評価することが「できない」と変えるべきだ、変えたらどうかという意 見についてはいかがでしょうか。

できないという言い方だとちょっと強過ぎるかなという感じもするのですが、皆川委員から何かありますか。

- ○皆川委員 伝えたい気持ちがそう言わせるというだけで、内容はそんなに違わないと思います。
- ○石黒座長 感覚的なことはあると思いますが、皆様はいかがでしょうか。

確かに、「可能になっているとは言い難いと思われる」ではぐちゃぐちゃ言っている感じがしますね。「可能とは言えない」か「可能ではない」でもいいかもしれません。別の表現についてのご提案でも結構ですし、どちらのほうがいいということでも結構ですが、いかがでしょうか。

「客観的かつ適切に評価することが難しい」とするのではいかがでしょうか。ただ、その後が「難しいと考える」ですね。「評価することができない」ではどうでしょうか。

- ○武岡委員 確かに、素案ではくどいとは思います。かといって、できないと言い切るのも強過ぎるかなと思いますので、素案を基にシンプルにして、「客観的かつ適切に評価することが可能とは言い難い」としてはいかがでしょうか。
- ○石黒座長 素案よりずっといいですね。それに、できないと言うより少しまろやかです。 今、武岡委員からご提案していただいた表現に変えるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、そのようにいたします。

次に、座長提案の④と⑤についてです。武岡委員と皆川委員からご指摘をいただいた意 見を踏まえ、直ちに再修正案をつくることはできません。そのため、まずは先に進み、時 間があれば皆さんで考えていただきたいと思います。

それ以外でご意見やご質問はありませんか。

それでは、先ほどいただいたご指摘から修正を試みるということでご承認をいただいた として、最終段階で全体を通して確認したいと思います。

それと連動し、③の段落の頭の「また」を「更に」に変えるということですが、これについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、そのようにいたします。

次に、素案の⑥の段落です。

こちらにも市民参加条例と出てきます。④と⑤にも出てきますが、それ以外はなかったでしょうかね。

皆川委員の意見としては、根本的に違うということですね。修正意見のご趣旨の説明を お願いいたします。

○皆川委員 ⑥を最初に読んだとき、非常に分かりづらいな、読んでいて頭が混乱するな と思ったので、この内容をシンプルにしたらどうなるかを自分なりに考えたものです。 「なお市民参加条例には、その遵守状況をチェックする仕組みの整備についても規定されることが想定されることから、その対象・範囲は、チェックに要する行政コストの費用対効果を踏まえて設定する必要がある」としたのですが、これでも⑥に書いてあることと同じになるのではないかと思ったのです。

○石黒座長 この点についてはいかがでしょうか。

コストの関係が中心です。その点では、皆川委員の修正提案のほうが端的で、分かりやすいと思いますが、ほかのところに盛り込まれているニュアンスが落ちてしまい、これは入れないと駄目ではないかというようなご意見はありますか。

素案の⑥についての修正案はほかの委員からは出されていなかったと思いますが、いかがでしょうか。

〇鈴木委員 確かに、座長もおっしゃったように、皆川委員の案は非常にすっきりしており、分かりやすい表現になったかと思います。ただ、1点気になったのは遵守状況というところで、条例は遵守するものなのかということです。もう少し柔らかい表現とするといいますか、守るべきものではないと思います。そこを変えればいいと思います。

○石黒座長 確かに、自治基本条例で遵守すべきものもあるかもしれませんが、それは市ですよね。しかし、遵守という表現では必ずしも適切ではないものもありますよね。

まずは、皆川委員の提案のような修正するという方向に決めてからです。

今の素案の⑥を皆川委員の修正案にすると落ちてしまうけれども、これは入れないとまずいのではないかというようなご意見は特にありませんか。

○宮本委員 文章理解がまだ追いついていないのですけれども、皆川委員の提案の最後の 文章の「その対象・範囲は、チェックに要する行政コストの費用対効果を踏まえて」とい うところです。読む限り、行政コストの費用対効果に全てかかっているということを言い たいということだと思うのですけれども、それだけだろうかという疑問があります。

費用対効果を言いたいということでしたか。

○石黒座長 費用対効果という表現を使っていたかどうかは分かりませんが、第3次の会議で市民参加条例のメリット、デメリットが挙がっており、コストが大きなネックといいますか、考えなければいけないことの一つとしてあり、今期の委員の皆様の多くもそれは考えなければいけない、べらぼうなコストがかかるものではよろしくないということがありまして、その趣旨を入れているつもりなのです。

結局、それは、得られるベネフィットに比べ、コストがばかみたく大きいのだったら、 そういうチェックの仕組みはよろしくない、それを考えてという趣旨なので、費用対効果 という表現で合うのかなと思います。ただ、それだけではないのではないかということで すね。

例えば、費用に比べて効果が大きいとは言えないけれども、そんなに大きなコストではないし、それぐらいはかけるべきなのだということもあり得なくはないとは思います。ただ、費用対効果でと言いますと、ベネフィットが上回らなかったら駄目なのだと強く言う

感じになるといいますか、そう受け取られるかもしれません。そういう趣旨ですよという ことだったらそれでもいいと思いますが。

そういう意味では、「行政コストも踏まえ」とするだけで、費用対効果まで入れないほ うがいいという考え方は十分にあるかと思います。

費用対効果のところは議論するとして、ほかに落ちてしまうのではないか、入れたい、 あるいは、入れるべきことで落ちてしまうことになるというものはありませんか。

○武岡委員 素案ですと、なお書きの最初に効果について述べられていますよね。市の市 民参加に係る取組が条例の趣旨に沿って行われているかどうかの確認が行われるというこ とで、これが効果の一つであるということです。これは大事なことだと思うのですが、皆 川委員の案だと、そこが抜け落ちてしまうので、これは残せないものかと思います。

また、第3次の報告書だと、先ほどの遵守状況については運用状況と言っていますね。 〇石黒座長 遵守状況は運用状況とすることで大丈夫ですね。

また、今の武岡委員のご指摘ですが、素案の⑥では、最初のほうで、効果としてこうい うものが期待されるということがあり、それが修正案では落ちてしまうのではないかとい うことでした。

素案の最初の2行を入れるとつながりませんかね。

「なお、市民参加条例の制定により期待される効果の一つとして、市の市民参加に係る 取り組みが条例の趣旨に沿って行われているかどうかの確認が行われることが挙げられる が、その運用状況をチェックする仕組みの整備に当たってはチェックに要する行政コスト を踏まえて設定する必要がある」というようなつなげ方ではどうでしょうか。

素案の最初の2行をそのままとし、「効果の一つとしてこういうことが挙げられるが」 の後に皆川委員の提案の「その運用状況をチェックする仕組みの整備については行政コストを踏まえて決める必要がある」という感じでつなげるということですが、どうでしょうか。

皆川委員のご指摘の趣旨は生きるかと思います。ほかの委員の方はいかがでしょうか。 ちなみに、素案の最初の2行では、「効果の一つとして、市の市民参加に係る取り組み が条例の趣旨に沿って」とありますが、これは自治基本条例という理解ですかね。それと も、市民参加条例ですか。両方が入っているのでしょうかね。

私には市民参加条例の趣旨に沿っているかという意図があったのですが、そうなるのか、 ちょっと引っかかりました。市民参加条例の制定によって期待される効果が市民参加条例 の趣旨に沿って取り組まれているかを確認することが効果の一つだというのは変ではない ですけれども、これでいいですかね。

自治基本条例の答申のときは条例という言葉で自治基本条例を指すことになっていた訳ですが、この報告書では特にそういう言葉がなかったですよね。

○皆川委員 別の修正案です。

「なお、市民参加条例には、その運用状況をチェックする仕組みの整備についても規定

されることが効果の一つとして想定されるが、その対象・範囲はチェックに要する行政コストを踏まえて設定する必要がある」ではいかがでしょうか。

○石黒座長 今ご提案していただいた再修正案ですが、⑥の2行も組み込んだということですよね。今の皆川委員の再修正提案の内容の「その運用状況をチェックする仕組み」というのは、市民参加条例の運用状況をチェックする仕組みということですか。

- ○皆川委員 はい。
- ○石黒座長 自治基本条例の趣旨に沿って運用されているかどうかは少なくとも皆川委員 の提案には入っていないのですよね。
- ○皆川委員 入っていません。市民参加条例をつくればという条件です。最初の⑥はそういうふうに読んだのです。
- ○石黒座長 市民参加条例を制定する効果の一つとして、自治基本条例に沿って市のまちづくりや行政が取り組まれているかをチェックすることもできる、よりできるようになるということが効果の一つだという意図があるのです。私としては、そういう内容だと取っていたのですが、先ほどは素案でそれが伝わるだろうかと指摘したのです。

つまり、「取組が条例の趣旨に沿って行われているかどうかの確認が行われることが挙 げられる」という文章中の条例とは何を指しているのかです。

これは、皆川委員がずっと言っておられる評価もそうで、これがあると評価が進むという意味も込めているのです。ただ、これで読めないとなれば、それも加えたいなと思います。

市民参加条例の出発点は、自治基本条例に規定されている条例をつくらなければ駄目だとまでは言っていないけれども、市民参加条例をつくることも想定しているものですよねということなのです。なぜ市民参加条例をつくることを自治基本条例では想定しているのかといったら、自治基本条例の趣旨にのっとったまちづくりをやるためには、市民参加条例のようなものが必要なのだ、自治基本条例ではそう考えているのだということですよね。ただ、市民参加条例を必ずつくれという条例にはなっていませんということです。

ここでなぜ「等」にしているのか、なぜ今までつくれなかったのかですが、それはネックとなるものがあったからで、それを検討し、クリアさせたいということです。検討した結果、クリアできませんとなるかもしれませんし、市民参加条例という総体的なものはつくることができず、個別の条例をつくるに留めましょうとなるかもしれません。それは我々の提言を受けた後で検討していくと思います。

ですから、市民参加条例がきちんと運用されているかをチェックすることも当然あるのでしょう。それはコストの点が念頭に置かれていました。ただ、それによって自治基本条例の趣旨に沿った市民参加が進んでいるかも確認することになる訳です。

皆川委員がずっと問題にされていますが、評価の基準がない、評価できないということの一つに市民参加といってもいろいろとあって、条例でこういうことだと決めれば、どういう条例が必要なのかを検討して決める訳です。それがきちんと運用されているか、それ

は自治基本条例の趣旨に沿った市民参加が行われているかということになる訳ですが、それについてはいかがでしょうか。

○皆川委員 私は、市民参加条例がなくても評価はできると思っています。基本的に、新しい条例ができてもできなくても評価はできるでしょうという考え方です。でも、⑥で言いたいのは、市民参加条例をつくるに当たってはコストのことを考えなさいよ、あまり厳しくして、チェック範囲を広げると行政コストがかかってしまうよということなのかなという理解なのです。

それに、現行条例が機能しているかどうかのチェックというのは、市民参加条例がなく てもすることにしましたよね。だから、それでチェックできるのではないかという理解で す。

○石黒座長 そこは人によって考え方はあると思うのです。これは提言の⑦と⑧をどうするかにも連動してきますが、評価の基準や仕組みです。私も市民参加条例ができたら評価できるという考えではないですが、でも、それがないと進まないという考えもあります。 皆川委員は市民参加条例がなくてもできると思っていますということでしたけれども、あったほうがよりできるということは間違いないのではないかと思います。

ここも人によって考え方はあるでしょう。でも、一つではないと思うのです。評価の基準や仕組みはこれだという一つではなく、いろいろなものからチェックする訳です。それが積み重なったら、体系的に整理された評価条例のようなものができるかもしれません。しかし、皆川委員の評価では、そうしたものがないということで、それを検討していかなければならないのだということですよね。それでこういうものがあるのではないか、こういうものがあるのではないかと考えているということです。

これについては委員の皆さんでいろいろと考えがあると思います。しかし、少なくとも、これは自治基本条例を受けた話です。我々も自治基本条例を検討する会議として市民参加条例の在り方を検討しているということは間違いないのです。そこで、何で自治基本条例の検討会議で市民参加条例の在り方を検討しているのだ、その効果とは何かとなったら、自治基本条例との関係も意識すべきではないか、このことによってさらに自治基本条例に基づくまちづくりがその趣旨に合って行われているかどうかをチェックする一つの仕組みになるのではないかと思っているということなのです。

皆さんはそんなことはないではないかという意見だったとしても、私がそう思うから、 とにかく入れたいという趣旨ではありません。でも、多くの人がそういう考えに立ってい たのではないかと思ったのです。

それで、これは後で議論しなければいけなくなるなと思ったのは、皆川委員の提言案の「市民参加条例が目指す姿を明確にするために、現行の自治基本条例に照らして市民参加の推進状況を客観的に評価できる仕組みを整備すること」の部分です。それを優先しろとなっているので、ここは議論になるなと思っていますし、そこと連動して議論する必要が

あるかもしれません。

今は私の意見を言いました。皆川委員からも意見をお聞かせいただいたのですが、今のことに関連して確認したい、自分としてはこういう意見だということがありましたらお願いいたします。⑥と⑦で連動するものですが、そこで議論することにしてよろしいでしょうか。

### (「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 次に、⑥の皆川委員の再修正提案です。

先ほど、武岡委員からは、ご指摘の皆川委員の修正案では、素案の最初の部分が落ちて しまうということがありました。そこで、それを入れるという趣旨での皆川委員の再修正 案が出されました。

武岡委員、あるいは、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

先ほどの提案で、素案⑥の頭にある趣旨が盛り込まれるのではないかということです。 皆川委員も時間をかけて練った訳ではないですが、先ほどの再修正案の方向でいいのか、 元の素案のほうがいいのかです。

私個人としては、素案のことについて思っていることはあります。

○宮本委員 座長がお話しした内容のことを思っていました。ですから、自治基本条例の 趣旨に沿って行われているかをチェックする仕組みの整備が、市民参加条例でできる効果 の一つと読める文章だといいなということです。

もう一つ、次の文章についてです。

確かに、費用対効果という言葉は会議の中でも何回か出ていたと思いますが、何が効果なのかについて話し合ってきたか、その記憶があまりありません。どちらかというと、どのぐらいコストがかかるのかが分からないというようなことだったように感じています。ですから、費用対効果という言葉なのか、いい言葉が見つからないのですけれども、費用がどのくらいかかるかが分からないというようなニュアンスではどうかと思っていたところです。

○石黒座長 先ほど、費用対効果という言葉は外してもいいとなっていたように思います。 ただ、コストということはずっと問題にされていましたから、そうであればいいかと思い ます。

それでは、提言の内容になるところで、皆川委員の提案の構成案にする、最初に提言を 出すということについてです。

素案では⑦と⑧に当たるところですが、皆川委員の意見には構成の変更だけでなく素案の修正の内容も入っているかと思います。武岡委員からも修正案が出されています。

皆川委員からの提言案は、「市民参加条例の制定は札幌市における更なる市民参加を促進する大きな可能性を有しており制定に向けた検討を進めていくことが望ましいが、現状では条例の具体的な内容を示すことが難しく、また市民自治・市民参加の推進について市民の関心は高くない。こうしたことから、条例制定の検討を進めるにあたっては以下の課

題の解決を優先されたい」として、次に課題1「市民参加条例が目指す姿を明確にするために、現行の自治基本条例に照らして市民参加の推進状況を客観的に評価できる仕組みを整備すること」と、課題2「現行の自治基本条例の認知度を高めるとともに、市民参加に対する関心及び新条例制定に向けた機運を醸成すること」を挙げています。

課題1と2は、素案⑦と⑧に対応してつくられているのですか。

- ○皆川委員 ⑦と⑧を一つにして、課題を出したということです。
- ○石黒座長 そうすると、素案の⑦と®の内容を提言とするということは共通な訳で、その提言内容について、皆川委員としては、それらを合わせて提言するということですね。

また、武岡委員からは、素案⑦の「将来の方向性として」の部分を削除するのと、⑧について「適切な評価手法の確立に取り掛かるべきである。あわせて、市民の市民自治・市民参加に対する関心を高め、市民参加条例の制定に向けた機運の醸成に取り組んでいくべきである」という修正案が出されています。

素案の⑦と⑧について、表現は変える必要があるかもしれませんが、皆川委員の提案のように提言を最初に持ってくるか、そうではなく、武岡委員の修正案のようにするかです。 それぞれ提案されている委員からご趣旨を説明していただくか、質問があればそれに答えるということでもいいかもしれません。ほかの委員から質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

○武岡委員 素案の⑦と⑧については、ちょっと腰が引けている表現だと思ったのです。 「将来の方向性として」では先送りの印象を受けます。また、「何々に向けた検討」もそ うです。その後にも「効果的な手法の検討」という言葉が入っていますよね。ここは削除 し、適切な評価手法の確立に取りかかるべきであるなど、より積極的な姿勢を示すため、 消極的と取れるような表現はやめていただきたいということです。

皆川委員の提言では、そういった表現がなくなっているので、その点に異議はありません。ただ、気になっているところが2点あります。

課題点の前に「現状では条例の具体的な内容を示すことが難しく」とありますが、この 会議としてはそういう結論になっていたかです。条例の具体的な内容を示すことが難しい から市民参加条例をつくれという提言はやめようとはなっていなかったのではないかとい う気がします。

そうであれば、素案にあるように、「現時点では具体的な条例案の策定に取り掛かる段階には至っておらず」がいいですね。ちょっと漠然としていますけれども、こちらのほうがしっくりきます。機が熟していないという表現もありましたけれども、それが表される言葉のほうがいいのではないかと思います。

また、「こうしたことから」の文の最後で、「以下の課題の解決を優先されたい」というところです。これにも違和感があります。例えば、「まず、以下の課題を解決されたい」であればいいかなという気がします。

なぜかと言われると困りますが、感覚的なものです。

市民参加条例の制定に向け、目の前の課題としてこれがあるけれども、その先に市民参加条例の制定にちゃんと向かって取り組んでくださいという姿勢を示す必要がある訳で、この表現に引っかかったということです。

○石黒座長 最初に言うべきでしたが、素案の内容が基本的に生きる場合だと、武岡委員からご指摘があったように、「将来の方向性として」という文言は落としたほうがいいのではないかと思いました。ただ、皆川委員の提案になるとかなり違ってきますので、どちらにするかを決めないと、そこを議論してもしようがないということです。

どちらかというと、皆川委員の修正案では、「将来の方向としては」というぐらいが合っているのかなという気がしていたので、それを検討してからと思ったのです。

また、「以下の課題の解決を優先されたい」というところが引っかかるというお話がありました。私もそうで、先ほどの話と連動してくるのです。宮本委員からは私が言ったことにシンパシーを覚えるという発言をいただきましたけれども、市民参加条例をどういうものにするかという検討が、自治基本条例を客観的に評価する仕組みの一つという位置付けなのです。でも、先ほどあったように、皆川委員は、そうではなく、それは別な話だということでした。自治基本条例の進捗状況を客観的に評価する仕組みというのは別のものとしてある、そう想定されるということでしたね。ここが大きく違う訳です。

そうすると、結局、「それを優先されたい」の内容も、私、あるいは、宮本委員もそうかもしれませんが、それがまさに評価の仕組みを検討する取組の一つなのです。市民参加条例をどういうものにすべきかという検討がです。ですから、私としては、皆川委員の出された修正案の構成はいいとしても、その下で出されたものは私の考えとは違うということです。

ほかの委員の皆さんはどうなのかですが、いかがでしょうか。

○皆川委員 今のニュアンスと私の考えはちょっと違っています。座長がおっしゃるのは、 自治基本条例が機能しているかどうかということだったと思うのです。私は、市民自治推 進がなされているかどうかの評価で、今のところ、それを評価する仕組みがないですよね ということなのです。そして、それがないと新たな条例策定は難しいのではないかという 思考なのです。

ですから、新しい条例のことを検討する前に、本当に市民自治は進んでいないのか、ひょっとしたら進んでいるのかもしれない、それが分からない、本当に進んでいないのです、市民自治の推進というのは自治基本条例だけでは全然進んでいないのですというエビデンスを積み上げないと新しい条例はつくれないのではないかということで、先にやるべきことは課題1と課題2ではないかということです。

- ○石黒座長 私も皆川委員の考えはそういうものだと受け取ったつもりです。ただ、それ は私の考えるものとは違っているということなのです。
- ○皆川委員 市民参加条例を検討することが市民自治推進にどう寄与するのですか。座長のお考えを教えていただけますか。

○石黒座長 例えば、市民参加条例を考えた場合、ずっと問題にされてきましたが、附属機関の公募委員や男女比など、細かいことまで条例で決めるかは分かりませんが、附属機関についても言うと思いますし、パブリックコメントのことについても一定のことを決めると思うのです。

私からすると、皆川委員が今までずっと問題にされていた評価基準がないということ、 やっているかどうかは評価できないということでいろいろと質問されてきたことは、市民 参加条例を検討するときに議論すると思っているのです。

違うとは言いながら、でも、聞いていると、皆川委員の考えだと、なおさら市民参加条例が必要だという方向に行きそうだなと思うのですが、違う考えを取られているなということです。

○皆川委員 私はあまり求めるつもりはないのですが、例えば、市民参加条例には町内会活動への参加なども含まれてくると思うのです。市民参加条例となれば、そういうことまで考えると思うのです。でも、そうではなく、現行の条例の運用において、市民自治がどれだけ進んでいるのかは新たな条例の策定を検討する前の話で、当然、チェックされるべきものだろうということなのです。うまくいっているかどうかの基準がないのに新たな条例を定めるというのはあり得ない話だなと思うということです。

明確に幾つかの指標が出てきて、自治基本条例の運用だけではどうも進まないよね、市の各部局にいろいろな条件を課さないと進まないよねという証拠が現れたときに条例が必要だねという議論が出てくるのであればいいのですけれども、その結果が見えない中、どこを絞るのだということを最初に考えるのは無理なのではないか、順番が違うのではないかと思うのです。

また、町内会への参加など、ほかの市民参加の形態のものも含まれてくると思いますので、条例ありきではないということです。

○石黒座長 私も条例ありきとまで言っている訳ではないのです。

素案の®では、「市民参加の進捗度合いを市民が共通して認識できるよう、適切な評価 手法の確立に向けた検討に取り掛かるとともに」となっていますよね。

意図としては、皆川委員がおっしゃることについて、私が考える内容が矛盾しないようなものとしてつくったつもりです。ただ、今回の修正提案を見ますと、まず、これをやった後でないとやるべきではないという提案ですよね。そうなると、私や宮本委員としてはちょっと違うのではないかとなっているということです。

つまり、それをしてからではないと市民参加条例の検討はできない、やるべきではない という提案ですよね。そういう考えは当然あると思います。それが多数であれば、そうい う内容の提案でもいいのですよ。

皆川委員の提案では、以下の課題の解決を優先されたいとあり、武岡委員からも違和感があるということでしたよね。文章を変える必要があるということで、この提案で駄目だとまでは言っておられないと思いましたが、どうですか。

○宮本委員 案のほうに戻って私の考えをお話しできればと思います。

今のところについて言葉をつくってみました。

その思いは武岡委員の意見と似ているなと感じています。結局、先延ばしにするのだな と読めてしまったのです。でも、そうではなく、課題はあるけれども、やっていきますと いうことを言い切る文章にしたいので、文章の前後を変えさせていただきました。

不備はあると思うのですけれども、以上を踏まえて、当推進会議としては市民参加条例の制定は札幌市におけるさらなる市民参加を促進する大きな可能性を有しており、今後、対話を重ねながらその課題を整理していきながら、将来の方向性として市民参加条例の制定に向けた取組を進めていく、進めていくことが望ましいと考えるというふうにして、課題はあるけれども、やっていきましょうという終わり方であるといいと思います。

これは素案とも印象が変わってくるかと思います。また、皆川委員の提言の最初の文章とも印象が違うなと思います。

○石黒座長 先ほど武岡委員から指摘された将来の方向性という遠くなるところは直す必要があるというご意見で、共通しているかと思います。

つまり、皆川委員の修正提案とは合わない、素案の内容で先送り的なニュアンスを外していくということですね。皆川委員の考えとは違って、これをやってからやれというのではなく、ただ、制定に向けて検討していくということですね。そして、その検討においては評価手法の確立に向けた検討に取りかかれということです。皆川委員の提案は、先にそれを終わらせ、条例制定をやる必要があるというのだったらやれということですね。

○鈴木委員 まず、私も素案①で「提言」という文言にすることについて確認する必要があるという意見を出しました。

先ほど武岡委員がおっしゃっていましたように、私としては、考えるとか検討するという曖昧な部分については思うところがあります。意味は分かるのですけれども、提言と言い切ってしまっていいのかなと思っています。ぼやかしているという意味でもないのですけれども、もうちょっとはっきり言い切る必要があるかなと思って提言としました。

また、今議論していることについてです。

私は、武岡委員の修正案がしつくりきまして、いいかなと思っています。

以前の会議の中でも申し上げていたように、自治基本条例が熟してから市民参加条例をつくるのではなく、例えば、やり方としてワークショップなどがあるのでしょうけれども、 具体的に市民参加を明示した条例をつくることによって、自治基本条例と市民参加条例の 相乗効果で市民参加を促進していくべきではないかという考えです。

順番にという気持ちもよく分かるのです。ただ、町内会条例を検討したとき、いろいろな都市の事例を調べ、研究したのですが、町内会についても具体的に町内会と明示したものでないとなかなかイメージしにくいということがあったのです。自治基本条例については一市民として非常に広い概念だと感じますので、それと併せ、市民参加条例も検討していくべきであるというニュアンスにしていただきたいと思っております。

○石黒座長 提言という表現はどうかということは置いておき、素案の⑦と®に関わることは武岡委員の修正案に賛同するというご意見でした。

ほかの方から何かご意見はありませんか。あるいは、皆川委員、武岡委員の修正案は®ですが、武岡委員の修正案でいくということではどうですか。

⑦では「将来の方向性として」ということは取ってということがありましたが、そういう修正案とするということです。この前に提言という表現をどうするかということがありますけれども、皆川委員としてはそれでも考えとしてはちょっと違うということになりますか。

- ○宮本委員 ここはすごく大事なところだと思うので、柴田委員と池田委員からもどう思っているかを聞けたらいいなと思いました。
- ○石黒座長 それはお聞きしたいと思っているのですけれども、今出た範囲で皆川委員の 考えをもう一度確認してからにします。
- ○皆川委員 私は、当初の素案の⑦と®の趣旨から言葉を変えて、分かりやすく、目立つように表現しただけのつもりです。

座長がつくってくれた⑦は、順を追って課題を整理していくことが必要とありますね。これは課題の解決を優先されたいという言葉に置き換わっているだけで、言っていることは一緒で、その課題は評価制度がないということと機運が高まっていないことだという課題の整理ですね。しかも、それは⑦と⑧にも書かれているので、内容をがらっと変え、市民参加条例の検討を否定するものではないのです。先にやってくれ、課題はこれとこれだということを言っていて、その表現はきついかもしれないですけれども、⑦と⑧に書いてあることについて、分かりやすく、目立つようにアレンジしたということです。きつい表現なのであれば、直していただいて全然構いません。

私は、市民参加の実態をきちんと評価しないと、市民参加条例のことは検討できないと 思っています。そこに見解の相違はあると思います。それを先にやるけれども、市民参加 条例の粗検討は進めてもいいですよという文言がつくことにこだわりはありません。

つまり、⑦と⑧を大きく変えたという認識はないということです。

○石黒座長 確認させていただきます。

今、武岡委員から修正案が出され、鈴木委員はそれに賛同されました。宮本委員は、完全に一致なのか、さらに一部を変えなければいけないと思っているかは分かりませんけれども、大きな立場としては賛同しているものと受け取っています。今のところ、池田委員と柴田委員から意見は聞いていませんけれども、それが大勢になるのだったら、今の素案の文章としてもいいというご意見でよろしいですか。

○皆川委員 分かりやすくしていただきたいということがあります。提言として非常に分かりづらいと思いましたので、何がポイントなのかというのをまとめると、課題1、課題2のような形になると私は思います。そこは別な整理の方法があるのだということであれば、それはそれで構いません。⑦と⑧に書かれていることが適切に表現されていれば、特

にこだわるところではありません。ただ、私の案のほうが分かりやすいのではないか、市 長にアピールできるのではないか、そういう趣旨です。

- ○石黒座長 分かりやすいということは間違いないと思うのですが、それが会議のメンバーの意見の大勢と言えるのかというのは私としては引っかかるということです。
- ○皆川委員 皆さんのご意見は、⑦、⑧を否定するものではないですよね。今のお話を聞いていると、⑦、⑧を否定されているような感じはしませんでしたので、私はそれを分かりやすく書き直しただけですから、表現の問題だけなのかなという気はします。
- 〇鈴木委員 皆川委員に質問ですけれども、箇条書きと言っていいのかどうか分かりませんが、課題 $1 \cdot 2$ というようなフォーマットは、こうしたほうがいいということですね。
- ○皆川委員 そうです。
- ○石黒座長 私としては、この形は非常に分かりやすいと思います。 ただ、大勢の考えと外れないのかというのがちょっと気になっています。 柴田委員、池田委員、ご意見、ご質問はありませんか。
- ○柴田委員 ずっと意見を聞いていましたが、私は81歳ですから、なかなか難しく、ついていけなくて、困惑している状態です。
- ○石黒座長 特になければいいのですが、何か引っかかるところがあれば言っていただき たいと思います。どちらでも違和感はないですよということもあるかもしれません。
- ○池田委員 皆川委員の言っていることは、私はちょっと分かるのです。町内とか下の段階からつくり上げていくということも本当に大切だと思うのですけれども、その前に、市民参加条例をつくり出すという過程もすごく大事だと思うのです。両方を並行していけば一番いいのですけれども、下のほうで動き出すと、札幌市は何をやっているのだという文句といいますか、そのようになるのではないかと思うので、そういう意味では、皆川委員の意見の一部は分かります。

しかし、皆川委員の今回の提案で、ちょっと厳しいというか、ちょっと冷たいというか、 条例を先に進めていきたいと私は思っているのですけれども、この言い方になると、ここ でやめてしまってもいいというか、せっかくみんなで考えてきたことをここで切るような 形に聞こえてしまいます。そう感じるのは私だけかもしれませんが、そこを合致させて、 皆川委員の意見を入れながらこの条例を進めていくのがいいのかなと思っています。

○石黒座長 先ほど確認させていただきましたが、皆川委員も、⑦、⑧の素案の内容を否定しているという意味ではなくて、それを分かりやすくしているつもりというお話でした。また、ほかの委員も、⑦、⑧について基本的な内容として反対しているのではなくて、ニュアンスとして引き過ぎているのではないか、そこはもっと進めていく方向にというご指摘だったと思います。

そうすると、今の⑦、⑧を基にもう少し分かりやすく、そして、引けているという方向ではない形で修正案をつくれそうだと思うのですが、具体的にこういう方向で修正すればいいのではないかと皆が納得する案をつくれるかどうかという不安もあります。

事務局のほうで、今までの皆の意見を集約して、こんな方向でやればいいのかなという のが見えてきそうだという感触は持たれましたか。

○皆川委員 私は、市民参加条例は別になくてもいいと思っているのです。市民自治が推進されて、うまく機能するのであれば、新しい条例は特段なくてもいいなというスタンスなのです。しかし、皆さんは、ないと駄目だというお考えなのでしょうか。

○石黒座長 なけれは駄目だと思っている方もいると思いますが、なくてもいいと思っている人がいるかどうかははっきり分かりません。あったほうがいいのではないか、あるいは、なければ駄目だという二つではないかと私は勝手に思っていますが、そのどちらでもないという方がいましたら、言っていただきたいと思います。

今回、我々の提言が固まっていないですが、これは検討していかなければなりませんね。 皆川委員からもあったように、評価方法などについて、足りないのではないか、足りているのではないか、これがなくてもこれができるのではないかというふうに検討していく組織が必要だと思います。結局、個別の条例をつくって、それ以上の条例は要らないという結論が出る可能性がないとは言えないと思いますが、ここでそこまでの見通しを立てることはできないというか、それはそれぞれ検討していくところでやるものだと思っています。ただ、この会議の中でいろいろな意見があるので、それを集約した提言の内容にしなければいけないと思っているのですが、それをうまく工夫できるかなというところで個人的に不安感を持っています。

事務局のほうで、今までの議論を聞いて、ここを確認したいところはありますか。

○事務局(植木推進係長) 確認したいのですが、まず、書き方としては、皆川委員のご 提案のとおり、提言と書いた上で、箇条書き的に課題1、課題2と書いているスタイルで 行いたいというのは共通認識でよろしいですね。

併せて、今、皆川委員も素案⑦、⑧の文章を分かりやすくしたというだけで、考え自体が違う訳ではないということをお話しされていたと思います。また、武岡委員がお話しされたことについて、鈴木委員なども近い考えだとおっしゃられたと思いますが、例えば、武岡委員が出されたような意見をベースにして、皆川委員がお示しされた構成で、分かりやすい書き方に落としていくという認識かと思っていたのですが、いかがでしょうか。

- ○石黒座長 私は、課題1、課題2というのはコンセンサスがあるというところから引っかかっていますが、いかがですか。
- ○皆川委員 課題1、課題2にこだわっている訳ではないですが、素案の⑦に「順を追って課題を整理していくことが必要と考える」と書かれているのです。順を追って整理していくことが必要な課題は何なのか。私の理解では、私のまとめた課題1と2に挙げたことだと思っているのですが、⑦に書かれている課題とは何なのですか。
- ○石黒座長 私は、⑧にそれを書いているという認識です。
- ○皆川委員 評価手法の確立と市民参加に対する関心を高めることが課題であって、機運 醸成が課題なのですね。

- ○石黒座長 市民参加の進捗度合いを認識できる形にする、そうすると、これが足りない から……
- ○皆川委員 どれが足りないのですか。
- ○石黒座長 進捗度合いを認識すると、これが足りないよねということが認識できることになると思うのです。そして、それを進めるための条例としてはこういうものが必要なのではないかということです。先ほどから皆川委員がおっしゃっているように、何が駄目なのかということが分からないと、どういうものをつくったらいいかも分からないよねということを受けて言っています。
- ○皆川委員 ですから、⑦で書かれている順を追って整理していく必要がある課題というのは、⑧に書かれているのですね。そして、⑧に書かれていることは、適切な評価手法の確立に向けた検討、制定に向けた機運の醸成、これが課題なのですね。
- ○石黒座長 あとは、⑥のコストですね。チェックの仕組みをどういうものにするかというときに、そのコストを考えなければいけない訳で、それは共通認識だったと思います。めちゃくちゃコストがかかってしまうものはよくないけれども、こういうチェックの仕組みにしたらどんな程度のコストの負担がかかるのかということも検討しなければいけないということになると思います。そういう意味では、⑧に全部は入っていないでしょうと言われれば、そういうことになります。それは、ずっと前にいろいろ書いてきてという趣旨ですね。そうすると、何が課題か見えないので、箇条書きのようにして一度整理しろというご趣旨かと思います。
- ○皆川委員 そのとおりで、私は⑦と⑧に書かれている中に課題があると思っていて、順を追って整理する必要がある。その課題は何なのかということで、順番をつけるのがいいか悪いかはありますが、分かりやすく書いたということです。それ以外にコストのことも課題だというのであれば、それは課題3としてコストのことを入れていただいても構わないです。しかし、制定に向けてコストを先に考えるというのも変な話かなと思います。

要は、⑦の課題を明確にする必要があると思います。

○石黒座長 ⑦の冒頭の「以上を踏まえ」というのは、⑥でコストのことを言っていて、それも整理する必要があるという訳ですね。そのように上でいろいろ言ってきて、そういうことからこういう提言をするということだと思います。ですから、ある意味、課題は⑧で全部言っている訳ではなくて、その上で言っているものも入っているということだと思います。ただ、それだと不明確になるから、課題が何かを箇条書き的に整理すべきだというのが皆川委員のお考えになるのかと思います。

結局のところ、課題はこれとこれとこれと列記するという方法はあると思います。そういう形で整理することにほかの委員も反対はないと思いますが、列記の仕方として、中に入っていないとか、入っている内容がずれているのではないかという不安もあります。

⑦と⑧に入っていることについては、皆さん異論はないと思いますが、もっと分かりやすくする必要があり、皆川委員のお考えは、課題は何かというのを整理するということだ

と思います。そして、宮本委員、武岡委員、鈴木委員、池田委員は、引いたような形になるのではなくて、先に進めていくような提言の内容にするということでいいですか。

○宮本委員 皆川委員のお話も、そうだなと思って聞いていました。

ただ、気になるのは、「優先」という言葉とか、1と2という順番がついているところまでは、この中で話をしてきていないことかと思いました。ですから、箇条書きにして分かりやすくというのはいいと思いますが、順番とか優先ということは限定しなくてもよいのではないかと思いました。

○石黒座長 次の課題について検討した上で、条例制定の可否及び内容について判断すべきであるという内容にするということでしょうか。

私も、優先というところは引っかかるのです。そういう表現になると、まずはこれをやってから市民参加条例の検討をしろというニュアンスに受け取れてしまうので、それは皆さんの意見とはちょっと違うと思っています。それは、先ほど言ったような引いた形の内容になるのではないかということです。結果的に、出てきた案はそれぞれの人と全てずれた内容になっていますよねという危険もあるのですけれども、先ほど確認させていただいたことを踏まえて、修正案を考えて、ご提案させていただいて、またご意見をいただくしかないと思っています。それをしていく上で、これもしっかり考えてくださいということであれば、ご意見を出していただきたいと思います。

鈴木委員が言われたことは、提言という表現を取らないほうがいいのではないかという ニュアンスですか。

- ○鈴木委員 先ほど武岡委員がおっしゃったように、今回の素案の表現では、提言と言っていいのかどうかが曖昧でした。ただ、はっきり言うことによって提言と言えると思いますし、提言という表現は使うべきだと思っています。
- ○石黒座長 今の素案の文章だと、提言という表現で大丈夫なのかという……
- ○鈴木委員 その段階での意見です。
- ○石黒座長 では、今言われた内容と構成であれば、提言で問題ないのではないかという ことですね。
- ○鈴木委員 はい。

もう一つ、これも皆さんのご意見をお聞きしたいのですが、タイトルが「2 市民参加条例の在り方について」となっています。提言というのはここで一番言いたいことだと思いますが、ここに「提言」という文字が入っていないので、入れなくていいのかなと思っていました。

- ○石黒座長 3ページの一番上の市民参加条例の在り方についてのところに「提言」と入れなくていいのかということですね。
- ○鈴木委員 そうです。ここに「提言」と入っていなかったのと、文章も曖昧でしたので、 提言ということについて確認したいということでした。
- ○皆川委員 表題のタイトルではなくて、2項の見出しとしては、市民参加条例の在り方

についての提言と書いたほうが分かりやすいと思います。

○石黒座長 ほかの委員はよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○石黒座長では、「提言」を入れることとします。
- ほかに、解決していないところはありませんでしたか。
- ○宮本委員 こだわるようで申し訳ないのですが、⑦のところで私が出した文章の順番を 大事にしたいと思っていました。

⑦の素案では、大事だが、課題があるという文章のつくりになっていると思いますが、 それだと、大事なのだけれども、問題があるからできないと読めてしまうと思っていました。私の提案は、課題があるけれども、進めていくという文章の組立てで⑦が終わるといいなと思っています。細かい言葉についてまでは提案できないのですが、書き方としてです。

○石黒座長 素案の⑦は、制定に向けた取組を進めていくことが望ましいが、順を追って 課題を整理していくことが必要だという表現です。それを、課題を整理しながら検討を進 めていくというふうにしたほうがいいということですね。

その場合、皆川委員は、そういう内容になるということで、課題は何かということを整理して分かりやすくすることが必要だけれども、それで大丈夫ということでよろしいですか。

- ○皆川委員 私の気持ちとしては、必要条件なので、先に課題を整理したということです。
- ○石黒座長 いろいろな意見があるところで素案をつくっているので、そういうご趣旨を 踏まえて修正案を検討していきたいと思います。

それ以外のところでありますか。

- ○武岡委員 皆川委員の意見で、③の「自治基本条例の運用によってだけでは市民参加の推進を図ることが困難な場合は、市民参加に関する条例を制定することが必要と認められる」の部分です。自治基本条例の運用によってだけでは市民参加の推進を図ることが困難な場合はという条件をつけているのですけれども、私は、こういう条件をつけるのはあまりよくないと思っています。そういう議論にもなっていなかったと思いますし、それぞれの委員で考えは違うと思いますが、これはいかがでしょうか。
- ○石黒座長 ⑦、®の議論のときに言っていたのはそこなのですが、そこが対立点である と思います。
  - ③のところは、素案の内容でいくということでよろしいですか。

皆川委員は意見が違うのだと思いますが、提言というところで課題を挙げて、それを整 理していくと。

○皆川委員 私はぜひ入れていただきたいと思いますが、無理ばかりも言えないので、今、 武岡委員がおっしゃったところを除くのであれば、後段のところを「市民参加に関する条 例を検討することが必要と認められる」と直していただければと思います。

- ○石黒座長 ほかの委員はいかがでしょうか。
- 〇鈴木委員 私も、先ほど考え方を申し上げたとおり、条件はつけるべきではないと思いますが、今、皆川委員にご提案いただいた「条例を検討することが必要と認められる」については賛成いたします。
- ○石黒座長 素案の③の最後を「条例を検討することが必要と認められる」に変えるので あれば同意するということですか。
- ○宮本委員 私は理解が追いついていないです。「制定」から「検討」に落とすというニュアンスかと思いますが、そういうふうにする意図を教えてください。
- ○皆川委員 基本的には、条件として、「困難な場合は」という文言を追加していただきたいというのが私の思いですが、それでは後ろ向きだという反対意見もあったので、折衷案として、「制定」を「検討」に変えていただければ、そこは除くこともいいですよという理由です。制定でなければ駄目だと言われたら、条件は付記してくださいという意見です。
- ○石黒座長 市民参加に関する条例の制定を検討することが必要であるという表現はどうですか。そうすると、後ろ向き度合いが弱まると思うのですが、ほかの委員が皆川委員のご提案の形でいいということであれば、私はこだわりません。鈴木委員は、それでいいということでしたね。

そうすると、①、②から③への流れで、あれという感じになりませんか。全体の基本的な考え方が違ってくるので、これは無理のような感じがします。そういう意味で、制定を検討することが必要というのは、私個人としては百歩譲ってに近い感じです。

もし③で「制定」ではなくて「検討」とすると、①、②から自然につながりますか。

○鈴木委員 私の言葉の解釈では、市民参加に関する条例の制定を検討も、条例を検討も、 同じように感じます。

- 一方で、改めて考えてみますと、条例を検討するとなると、既にその条例があって、それも検討するというふうに解釈できるのですが、今はない条例ですから、条例は制定することを検討するというのがよりはっきり分かるような気がしています。ただ、意味としては、私にとっては同じように感じます。
- ○石黒座長 どちらでも変わらない感じがするということですね。
- ○鈴木委員 今は同じように感じるのですが、現状、まだない条例ですから、条例を制定することを検討するという座長の案のほうが、よりはっきり意味が通るのかなという気がしました。
- ○石黒座長 皆川委員、いかがですか。
- ○皆川委員 制定を検討でいいです。
- ○石黒座長では、そういうことでここはクリアとさせていただきます。

では、最初の提案のところの検討は残っていますが、方向については確認いただいたということにします。

それ以外に、引っかかるところはありますか。

市民参加条例という言葉のことがありましたね。市民参加条例となっているところと、 市民参加に関する条例となっているところがありますが、それはそのままでいいというこ とですね。これは、使い分けしたような形になっていますが、整理して使い分けているの かどうか、もう一回確認したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

- ○鈴木委員 提言の中で、武岡委員の案では「べきである」と断言されています。提言ですので、私もそれに賛成するのですが、その辺も確認されたほうがよろしいと思います。 語尾でニュアンスが多少変わってきます。
- ○石黒座長 取り組んでいくべきという内容の表現にするということですが、それではよ ろしくないという意見はありますか。

### (「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 とにかく、課題は整理して、分かりやすく示さなければ駄目だというところですね。課題が提起されるのだから、課題をクリアしながらやっていかなければ駄目だということになると思います。

ほかに確認されたい点はありませんか。

#### (「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 では、以上をご確認いただいた修正案をつくって、これをまた皆さんにお送りして確認していただいて、自治基本条例に係る報告書のやり方と同じようにやっていくということでよろしいでしょうか。集まるのはこれが最後で、書面でやり取りしていくということでよろしいでしょうか。

## (「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、今確認いただいたところと、修正することになったところは修正案をつくって、またご検討いただくということになります。

- ○武岡委員 事務局に質問ですが、もう一つの報告書も含めて、書面でのやり取りはホームページでも公表されるのでしょうか。
- ○事務局(植木推進係長) 事務局としては、特段の公表は考えておらず、最終的な完成版だけが出るというイメージでいました。
- ○武岡委員 座長のお手元に行っているかどうか分かりませんが、もう一つの報告書で意見を述べさせていただいたので、それが表に出るのか、ほかの委員も目に触れる機会があるのかが気になったので、確認させていただきました。
- ○事務局(植木推進係長) 自治基本条例に係る報告書へのご意見は、本日の午前中の時点で、ほぼ揃っていますが、委員の皆さま全員の確認はまだ取れていない状況です。委員全員の意見が確認できましたら、座長一任により最終的な報告書の内容決定に向けて進めることを想定していましたが、その結果として、こうなりましたという内容は委員の皆さ

まにお知らせすることを考えていました。

- ○石黒座長 こういう意見が出て、それに基づいて座長で最終報告書をこういうふうにしましたということは委員の皆さんに伝えるけれども、それを一般の人も見られるようにするということですか。
- ○事務局(植木推進係長) 委員の皆さまからいただいた意見は、書面会議という扱いで 公表する形にしていたものではありませんので、最終的に決定された報告書だけを公表す るイメージで捉えておりました。
- ○石黒座長 会議のときにあった意見は資料として公表されますし、一般の人も見られるようになりますね。この後、書面で意見が出て、それを受けて、最終的にこういう報告書にしましたということは出すけれども、その途中のところは外には出ないということですね。ただ、そこの過程も外から見えるようにする必要があるのではないかというご趣旨ですね。
- ○武岡委員 そうです。第何回でしたでしょうか、最初から書面会議という形式でやった ことがありましたね。あれは公表されていますよね。
- 〇事務局(植木推進係長) 書面会議として開催した第10回会議につきましては、いただいたご意見は公表することを前提にしていると、委員の皆さまに通知した上で開催していますので、公表しております。
- ○石黒座長 途中、どういう意見が出て、最終的にこうなったということも外から見える ようにしなければいけないのではないかというご意見ですね。
- ○武岡委員 皆さんが差し支えなければですね。
- ○石黒座長 それは、名前が出なくてもいい訳ですね。どの委員とどの委員がこういう意見を出していて、それを受けて座長決定でこういう報告書になった、それが見られるようにということですね。会議としてやっていないものを公表するというのは、普通はないのでしょうか。
- ○事務局(植木推進係長) 過去の推進会議でも、報告書の内容の調整は何度かあったと 思いますが、会議としてやっていないものは公表していません。
- ○石黒座長 ほかの委員はいかがでしょうか。
- ○宮本委員 私の記憶で、どれが書面会議で出したものだったか、ちょっとはっきりしていないですが、もし公開するのであれば、それを知った上で記入するということが大事かと思っていました。ですから、今から、過去を遡って公開してもよいですかと質問されると、ちょっと見直したいというものが出てくるような気がしました。私にとっては、公開前提で書くということが大事だと思っていました。
- ○石黒座長 はっきり開示されるとなっていなかったものを開示するのであれば、もう一度確認しなければいけないところが出てくるかもしれないということですね。ですから、 それはしないということですが、どういう意見があってどうなったか、特に各委員がこういう意見を出しているけれども、反映されていないとか、会議のときの意見は資料として

載りますけれども、その後のやり取りについては公表していないので、私は本心から納得した訳ではなくて、こういう意見だったのだけれども、多数の意見からこうなっているといったことが全然出ないというところはありますね。そういう意味では、反対意見とか補足意見のある人は出して、それも報告書としてつくるようにしたらいいのかもしれませんね。今期はそこを確認しないで来ましたが、将来的にはそうしたことも最初の時点で考えたほうがいいのかもしれません。

今回については、会議後の報告書決定に関するやり取りは公表しない形になるということでよろしいでしょうか。

- ○武岡委員 分かりました。この会議でも座長に一任ということになりましたので、それで結構です。
- ○石黒座長 場合によっては、こういう意見があったということを入れたらどうかという話が出ていたこともあったと思います。可能な範囲で、こういう意見もあったということをどこかに入れられれば入れたいと思いますが、それができるかどうか保証はできません。そういうことでご了解いただきたいと思います。

ほかに何かありませんか。

## (「なし」と発言する者あり)

- ○石黒座長 それでは、今回が最後の会議となりますので、皆さんから一言ずつお言葉を いただければと思います。
- ○武岡委員 皆様、2年間、大変お疲れさまでした。

すごく濃密な時間を過ごさせていただいて、それぞれ意見は違ったのですけれども、す ごくいい話合いができたなと思っています。

ただ、この話合いがこの場だけで留まってしまっている印象があるので、ぜひ自治基本 条例とか市民参加に関する機運や住民、市民の関心をもっと高めていけるように、つなが っていっていただければと思っております。

2年間、どうもありがとうございました。

○皆川委員 この2年間、市民自治に関して何も分からない状態からいろいろと勉強させていただきました。感謝したいと思います。ありがとうございました。

事務局に感謝とお願いですけれども、庁舎内で市民自治の旗振り役ということで、大変ご苦労されると思います。ただ、何度も言っていますが、ぜひ評価の仕組みをつくり上げていただきたいです。

できれば、私の気持ちとしては、庁舎内の各部局が市民自治を意識した仕事をしていただけるように、庁舎内の各部局がどんなことをやっているのかということを評価する仕組みもぜひ盛り込んで、それを公開していくような方向のものにしていただければと思います。ないものねだりかもしれませんが、そういうことも考慮していただければと思います。

ありがとうございました。

○宮本委員 2年間、どうもありがとうございました。

会議の時間や回数は予定よりも多くなったと思いますが、私にとっては、これはこっちで決めてしまいますではなくて、ここで一つ一つ丁寧に決めることができたということは、すごくありがたく、すごく勉強になる時間だったと思っております。特に、座長は、自分の意見もありながら、ここの意見をまとめるというのはすごいことだなと、感謝しています。

初めて参加して思ったことは、ここは自分の意見を言って終わりではなくて、この会としてまとめるという作業があるのは大きいというふうに後半に感じました。そこは、それぞれが何を大切に思っているのか、自治をどう思っているのかということを知れないと、なかなかすり合わせていけないなということを感じていました。ただ、その話合いは、2時間という限定の中や、議事録が公開されるという条件下ではなかなか難しい意見の出し合いではないかと思いました。

ですから、これから次期に生かせることとしては、公開される会議とはまた別の、有志でもいいと思うのですけれども、勉強会や、それぞれが何を大事にここに参加してきているかということで話せる場があると、最後にまとめていくという作業がスムーズだったのではないかと感じています。

あとは、もしコロナ禍が続くようであれば、対面だけでなくて、オンラインでやっていくということも選択の一つに入ってくると、私はより参加しやすいなと感じていました。 私は、参加の選択肢があること、いろいろな参加ができるということが自治だと思っているので、開催の仕方についても次回はさらによくなっていくといいなと思っています。 ありがとうございました。

○池田委員 最後の日なのに、遅刻をしてしまいました。

今回、遅刻した理由は、前を歩いていた中年の男性が滑って頭を打ってしまって、脳震盪のようになって救急車を呼んだのですが、その間にバスが2本くらい行ってしまったのです。皆さん、これからも体に気をつけて過ごしてください。

市民自治、市民参加の条例というのは本当に難しいなと感じました。けれども、進めてほしいですし、いろいろな形で参加したいと思いました。

2年間、本当にありがとうございました。

○柴田委員 まずは、2年間、本当にありがとうございました。

私は、町内会を運営した経験ということでこの委員に選出されたのではないかと思いますけれども、自治基本条例などは、名前は知っていても、内容までは踏み込めなかったということを実感しています。認知度が低いというところを解消するためには、まちづくりセンターを通して自治基本条例の内容のPRをやっていけばいいと思っております。

この2年間、皆さんのいろいろな意見を聞いて、私自身、大変勉強になりました。本当 にありがとうございました。

○鈴木委員 皆さん、2年間、本当にお疲れさまでした。

また、楽しく議論させていただいて、皆様とひとときを過ごせまして、非常にうれしく

思っております。

今回検討しました市民自治条例に関しましては、まさしく文字のとおり、市民自治に関する理念の条例ですので、皆様の理念に対する考え方といいますか、市民自治に関する考え方の下でいろいろ議論されたと思います。皆さんの意見を伺っていますと、表現や具体については様々だと思いますけれども、皆様の思いは一緒の方向を向いているのではないかと個人的に感じておりました。市民自治を少しでも活性化したい、促進したいということで、本当に有意義な議論ができたのではないかと思っております。

私自身、一市民、一住民として、皆様との議論を通して触発されたところがございますので、これまで以上に市民自治に向き合って、自分の身の回りから、参加できるところに参加していって、地域の活性化に少しでもお役に立てたらいいかなと思いました。

また違う場でお会いすることがありましたら、一緒に楽しく活動させていただきたいと 思っております。

どうもありがとうございました。

○石黒座長 2年間、本当にありがとうございました。

拙い座長でありましたけれども、皆さん、札幌市に対する強い思いがあり、この場だけではなくて、事前の勉強とかいろいろされていたのだろうと思います。私のほうが皆さんからいろいろ教えてもらって、いろいろな見方、考え方を持つ方に集まっていただいて、熱心に議論していただきました。そういう意味では、内容の濃い報告書になったのではないかと思っていました。本当に感謝しているところです。

今期は、一般的な条例とともに、市民参加条例について前期から懸案事項としてありまして、この推進会議の検討の仕方についても、常設的な形にする必要があるのではないかなど、いろいろなご意見がありました。そういう意味で、時間が少し足りなくて、本当は皆さんはもっとおっしゃりたいことがあったのではないかと思います。それは、次の期でどういうやり方をしていくか、考えていってもらえればと思います。熱心に議論していただきましたことに感謝いたします。

先ほどもありましたけれども、皆さんは今までもいろいろな活動をされていますし、これからもされていかれると思いますが、その場、その場で皆さんが伝道師となって、自治基本条例、あるいは、市民参加、市民自治とはどういうことかということを周りの人に伝えていっていただければ、札幌市の市民自治がさらに高まっていくのではないかと思います。

というお願いをして、お礼を申し上げて、挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

#### 3. 閉 会

○事務局(柴垣市民自治推進課長) どうもありがとうございました。

最後に、事務局を代表いたしまして、村椿市民自治推進室長からご挨拶を申し上げたい と思います。

○事務局(村椿市民自治推進室長) 皆さん、お疲れさまでございました。 市民自治推進室長の村椿でございます。

本日は、長時間にわたりまして大変なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、これまで2年間という長期にわたり、毎回の会議にご出席をいただきましたこと に、心からお礼を申し上げたいと思います。

今期の市民自治推進会議は、例年の市民自治推進会議で実施されておりますように、施 策、制度の評価、条例の規定についてのご検討に加えて、市民参加条例の在り方について もご検討いただくということで、非常に広い範囲でのご議論をいただきました。これによって、様々な検討を加えるということで非常に長い時間を要したのですけれども、この過程で、コロナ禍のため、なかなか時間が取れず、ご参加いただく予定についても少し間が 空いてしまったり、ご議論の時間が足りなかったのかなと感じています。特に、終盤にわたっては、もう少し議論の機会、時間等が取れればさらに深い議論をしていただけたのかなと、私どもとしても大変恐縮しているところでございます。

これから、これまでいただいたご議論を私ども事務局としてまとめる作業に入らせていただきたいと思いますが、皆さんに非常に真剣に、また様々な視点でご議論していただいたことによって、まとめる作業がなかなか難しいというのも正直な感想でございますが、この思いを何とか文字の形に落としていきたいと思っております。これから座長とご相談をさせていただきながらまとめまして、また皆さんにご確認をいただき、ご意見をいただきながら、ちょっと短い時間ではございますけれども、まとめる作業に入らせていただきたいと思っています。

いただきましたご提言、また、この過程でのご議論の中におきましては、私ども市にとってもなかなか耳が痛いようなご指摘も多々いただきましたけれども、ごもっともなところが多々ございました。また、過去を振り返りましても、自治基本条例は15年前に制定されていますが、当初に思い描いていただいた思いをこれからも絶やすことなく、また、今回いただくご提言を深く受け止めて、これから市民自治のまちづくり活動に取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様もご支援をよろしくお願いできればと思っております。

私からのお礼は以上とさせていただきますけれども、本当に長い期間、ありがとうございました。改めて、お礼を申し上げます。

○事務局(柴垣市民自治推進課長) これをもちまして、第4次市民自治推進会議を終了 したいと思います。

2年間、どうもありがとうございました。

以 上